

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○旧薬事法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二）

〔告 示〕

○市町の境界変更の件（総務六、七）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一）

○除籍の一部が滅失した件（法務七、九）

○日本国に帰化を許可する件（同一〇）

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（厚生労働一）

○薬事法施行規則第二百十條第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（同一二）

○薬事法施行規則第二百十六條の二第一項の規定に基づき同令第二百九條の二及び第二百十條第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件（同一三）

○保安林の指定をする件（農林水産三七、四四）
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（国土交通一二）
○船舶安全法第六條ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（同一三、一五）
○船舶等型式承認規則第八條の規定に基づき、型式の変更を承認した件（同一六、一七）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一、七）
○海上における射撃訓練等を実施する件（同八、一三）
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一四、一五）
○道路に関する件（関東地方整備局二）
○浄化槽の型式を認定した件（同四）
○道路に関する件（北陸地方整備局一、二）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局五）

〔人事異動〕

総務省 外務省 海上保安庁 神奈川県 愛知県 香川県 京都市 福岡市

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

労働

中央最低賃金審議会委員の候補者の推薦について（厚生労働省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

外国監査法人等、金融商品取引業者に対する行政処分関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係、地方公共団体、教育職員免許状失効関係、会社その他

省 令

○厚生労働省令第二号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二十九條の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年一月七日

厚生労働大臣 細川 律夫

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八條の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中「製剤」の下に「ただし、内用剤を除く。」を加え、同号（212中「製剤」の下に「ただし、外用剤を除く。」を加え、同号（233）中「一錠中トリウムシノロンアセトニドとして〇・〇二五以上を含有する口腔内貼付剤」を削り、同号（422中「製剤」の下に「ただし、内用剤を除く。」を加え、同号（568）中「軟膏剤」の下に「及び貼付剤」を加え、同号（596中「点鼻剤」の下に「及び内用剤」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

「及び貼付剤」を加え、同号（596中「点鼻剤」の下に「及び内用剤」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

「及び貼付剤」を加え、同号（596中「点鼻剤」の下に「及び内用剤」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

「及び貼付剤」を加え、同号（596中「点鼻剤」の下に「及び内用剤」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

「及び貼付剤」を加え、同号（596中「点鼻剤」の下に「及び内用剤」を加える。

告 示

○総務省告示第六号

市町の境界変更
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、滋賀県彦根市と愛知郡愛荘町との境界を次のとおり変更する旨、滋賀県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
平成二十三年一月七日

総務大臣 片山 善博

住所 川崎市高津区坂戸3丁目23番17-703号
礼美今 昭和45年2月27日生
住所 神奈川県横浜市根岸町4丁目20番20号
スバツト・ミウラ 平成10年9月20日生
住所 神奈川県足柄下郡根岸町仙石原230番地
フアビアナ・シズエ・テツヤ 昭和63年8月7日生
住所 相模原市南区磯部340番地4
ニット・デイナー 昭和45年8月6日生
ニット・ソツビー 平成7年9月15日生
ニット・ソツビー 平成9年7月29日生
住所 神奈川県平塚市横内3907番地
チヨン・ケマリ 昭和33年2月1日生
ソーン・トーン 昭和42年1月7日生
ケマリ・エイ 平成8年1月7日生
住所 東京都板橋区高島平7丁目15番5-403号
セイジ・ジー・ゲレロ 昭和61年12月4日生
住所 千葉県山武郡大網白里町四木乙2787番地
1
住所 南宗順 昭和25年6月10日生
住所 兵庫県伊丹市瑞原3丁目70番地2
尹博尚 昭和47年6月16日生
金潤子 昭和47年12月22日生
尹優希 平成16年12月25日生
尹優弥 平成19年5月18日生
住所 兵庫県尼崎市武庫の里1丁目17番23号
李明守 昭和22年5月30日生
鄭在順 昭和27年3月7日生
李祥根 昭和46年10月16日生
李明彦 昭和52年5月1日生
住所 兵庫県尼崎市武庫元町2丁目7番15号
李修二 昭和48年8月29日生
住所 兵庫県尼崎市神崎町25番25号
金利孝 昭和48年8月1日生
ジェシカ・フナイ・ワタナベ・ラドロ・デ・
ゲバ 昭和49年11月23日生
エス・デバン・ワタナベ・ラドロ・デ・ゲバ
平成7年6月28日生
デイエゴ・ワタナベ・ラドロ・デ・ゲバ
平成7年6月28日生
金コウリ 平成10年1月19日生
金一造 平成13年5月9日生
住所 千葉県船橋市小笠町3053番地
楊慈 平成8年8月30日生
住所 大阪府箕面市坊島1丁目7番22号
ルウ・ピン・クウ 昭和41年7月12日生

住所 大阪市住之江区南港東1丁目6番4-1101号
陳豊 昭和48年5月17日生
住所 大阪市浪速区大岡2丁目12番13-1002号
呂文松 昭和56年10月30日生
住所 東京都中央区佃1丁目11番6-1601号
朱輝嘉 昭和58年5月15日生
住所 奈良市朝日町2丁目3番地7
李和子 昭和19年6月10日生
住所 奈良市朝日町2丁目3番地7
朴隆信 昭和46年5月6日生
住所 京都府宇治市大久保町旦敷50番地1
全恵 昭和52年5月17日生
住所 京都市南区吉祥院東前田町18番地2
金和子 昭和22年4月16日生
住所 山口県下関市大学町5丁目5番10号
金澄美 昭和54年10月5日生
住所 京都市南区唐橋琵琶町9番地
鄭然孫 昭和44年9月21日生
住所 京都市左京区田中北香葉町16番地3
菱見 昭和48年8月3日生
住所 福井県敦賀市津内町3丁目2番29-7号
林勝男 昭和24年3月2日生
住所 三重県四日市市日永東3丁目16番2号
朴吉和 昭和45年9月29日生
李京子 昭和47年9月28日生
朴菜摘 平成7年3月22日生
朴皓暉 平成9年2月18日生
住所 山口県宇部市松山町4丁目1番36号
朱和順 昭和37年12月5日生
高敏治 昭和62年3月6日生
高梨香 平成3年2月27日生
高舞 平成5年2月8日生
住所 大阪府寝屋川市泰成17番8-802号
高佳代 平成元年3月13日生
住所 茨城県牛久市栄町3丁目19番地
リカルド・シゲル・セミイ・コハシカワ 昭和
56年4月14日生
ソレダット・グステイロ・セミイ 昭和56年9
月28日生
ラウ・メイ・セミイ・グステイロ 平成21年5
月12日生
住所 東京都品川区中延1丁目3番10号
玄博光 昭和45年1月27日生

住所 群馬県前橋市青梨子町1357番地
趙娟秀 昭和29年11月27日生
住所 東京都府中市新町1丁目45番地34
林瑜 昭和51年9月9日生
住所 東京都荒川区東尾久8丁目8番6-301号
劉陽 昭和62年5月26日生
住所 埼玉県八潮市大学大曾根2番地1
李純基 昭和43年9月26日生
住所 東京都江東区亀戸7丁目52番3号
呂賢珠 昭和63年6月19日生
住所 東京都葛飾区東水元2丁目20番13号
金洋輝 昭和55年2月13日生
住所 名古屋市中区植田山1丁目501番地73
李英慈 昭和46年11月18日生
金廣希 昭和50年5月18日生
李裕敬 平成16年5月7日生
李其菜 平成18年1月8日生
李純菜 平成20年12月7日生
住所 名古屋市東区徳川1丁目505番地4
文昌英 昭和32年2月23日生
○厚生労働省告示第一号
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三
十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づ
き、薬事法第三十六條の三第一項第一号及び第二
号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類
医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省
告示第六十九号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年一月七日
厚生労働大臣 細川 律夫
別表第一中第一号及び第二号を削り、第三号を
第一号とし、第四号中「点鼻剤」の下に「及び内
用剤」を加え、同号を同表第二号とし、同表中第
五号を削り、第六号を第三号とし、第七号から第
十二号までを三号ずつ繰り上げ、第十三号中「ト
リアムシノロンアセトニド」の下に「。ただし、
口腔内貼付剤に限る。」を加え、同号を同表第十号と
し、同表中第十四号を第十一号とし、第十五号か
ら第十九号までを三号ずつ繰り上げ、第二十号を
削り、第二十一号を第十七号とする。
別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百四
十五号を第二百四十九号とし、第二百三十三号か
ら第二百四十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二
百三十二号を第二百三十五号とし、同次の次に次
の一号を加える。
二百三十六 ラノコナゾール

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百三
十一号を第二百三十四号とし、第二百三十四号か
ら第二百三十九号までを三号ずつ繰り下げ、第二百三
十三号を第二百三十五号とし、同次の次に次の一号を
加える。
二百三十六 トリアムシノロンアセトニド。ただ
し、口腔内貼付剤に限る。
別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百三
十一号を第二百三十四号とし、第六十一号から第二百
三十一号までを三号ずつ繰り下げ、第六十一号中
「。ただし、貼付剤を除く。」を削り、同号を同
項第六十三号とし、同項第六十号中「点鼻剤」の
下に「及び内用剤」を加え、同号を同項第六十二
号とし、同項中第五十九号を第六十一号とし、第
四号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第
三十三号の次に次の二号を加える。
四 アゼラスチン
五 アデノシン三リン酸
○厚生労働省告示第二号
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）
第二百十條第五号の規定に基づき、薬事法施行規
則第二百十條第五号の規定に基づき特別の注意を
要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類
医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第二百二十号）
の一部を次のように改正する。
平成二十三年一月七日
厚生労働大臣 細川 律夫
無機薬品及び有機薬品の項中第四十六号を第四
十九号とし、第四十三号から第四十五号までを三
号ずつ繰り下げ、第四十二号を第四十四号とし、
同次の次に次の一号を加える。
四十五 ラノコナゾール
無機薬品及び有機薬品の項中第四十一号を第四
十三号とし、第二十四号から第四十号までを二号
ずつ繰り下げ、第二十三号を第二十四号とし、同
次の次に次の一号を加える。
二十五 トリアムシノロンアセトニド。ただし、
口腔内貼付剤に限る。
無機薬品及び有機薬品の項中第二十二号を第二
十三号とし、第十一号から第二十一号までを一号
ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。
十一 ケトプロフェン

厚生労働省告示第三号

薬事法施行規則(昭和三十一年厚生省令第一号)第二百十六條の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十六條の二第一項の規定に基づき同令第二百十六條の二及び第二百十條第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十三年一月七日

厚生労働大臣 細川 律夫

薬事法施行規則第二百十六條の二第一項の規定に基づき同令第二百十六條の二及び第二百十條第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

○農林水産省告示第三十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 保安林の所在場所 三重県松阪市飯南町有間野字上山一五五から一五五九まで、一五七四、二五八三の一、二五八四、二五九一から二五九四まで、二五九四の一、字切石二五八〇、二五七四・二五七八(以上二筆について次の図に示す部分に限る)、字相津内二五七九、二五八二、二五八二の一、一六四一(次の図に示す部分に限る)。

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定の要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 保安林の所在場所 三重県熊野市五郷町湯谷字ノタ峪二〇の一、一三三、一三三の一、一五中坪二四から二六まで、一五三の一、一五四、一五五の一、一五六、一五八から一六〇まで、字シユケ二九、二二一から二二五まで、二四〇、二四一、飛鳥町大字横山二二七八の二、二七八の四、二七八の五、二二七八の三。

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定の要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 保安林の所在場所 三重県熊野市五郷町寺谷字桑谷一四二五の一、有馬町字カラギ二六三六の一。

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定の要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 保安林の所在場所 三重県松阪市飯南町有間野字小譲り葉一八六一・一八六二・一八六六・一八八七・一九〇四(以上五筆について次の図に示す部分に限る)、一八六一の一、一八六三から一八六五まで、一八六九から一八七二まで、一八七五、一八七五の一、一八七五の二、一八七六、一八七七、一八八〇、一八八〇の二、一八八八から一八八三まで、一八八三の一、一八八四、一八八九、一八九三、一八九五から一八九七まで、一八九七の一、一八九八、一八九八の一、一八九九から一九〇二まで、一九〇二の一、一九〇二の二、一九〇二、一九〇五、一九〇五の一、一九〇六、一九〇八から一九一二まで、一九一四、一九一六、一九一七、字子ぶさこ一九一八、一九一九、一九一九の一、一九二〇、一九二〇の一、一九二一、一九二二から一九二五まで、一九二五の一、一九二七、一九二八。

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定の要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 保安林の所在場所 三重県熊野市飛鳥町小又字平松五七三の一、五七四の一、五七三の二、五七三の三、五七四の二、五七四の三(以上四筆について次の図に示す部分に限る)、字兼吹五八二の一、五八二の二、五八二の三、字柚木五八二の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る)、五八二の二、五八二の三、字中ノ山六〇五。

二 指定の目的 水源のかん養